

# 厚生常任委員会

平成22年11月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎辻 善次	○小林 誠	宮崎 和彦
吉野 俊明	飯高 昭二	里川宜志子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	清水 建也
住民生活部長	西本 喜一	福 祉 課 長	佐藤 滋生
福 祉 課 参 事	清水 修一	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	西巻 昭男	国保医療課参事	寺田 良信
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、里川委員

委員長

おはようございます。

それでは、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、飯高委員、里川委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、以前に先進地視察で去る10月25日(月)と10月26日(火)に先進地視察で委員皆さんには大変熱心に研究していただきまして、ありがとうございました。また、視察の報告書につきましては、また報告させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1. 継続審査案件であります(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回につきましては、先ほど副町長の挨拶にもありましたように、平成22年度、4月から9月分、いわゆる上半期のごみ・あるいは資源物の排出量、処理量などの数値がまとまりましたので、その報告と、現在、一般廃棄物処理計画の策定に向けて取り組んでおりまして、それらを審議をいただきます斑鳩町廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱準備が整いましたので、その報告を中心にさせていただきます。

まず、1点目の平成22年度上半期のごみ・資源物の排出量及び処理量で

あります。資料1-④におきまして、平成22年度のごみ排出量の種類別・月別比較をお示しをしておりますのでご覧いただきたいというふうに思っています。まず、1ページの家庭系廃棄物であります。

可燃ごみにつきましては、9月末現在で、約1,798tの処理量でございまして、前年度の同時期と比較いたしまして2%、量にいたしまして約37t減少しております。これにつきましては、平成21年10月より実施しております、生ごみ分別収集モデル事業、あるいは本年4月より、直接、衛生処理場に搬入されました家庭の木くず・草類につきましては、10月からの分別収集に先駆けまして、焼却処理から堆肥化处理に移行しておりますので、そういった処理方法の更の効果、また、後ほどご説明いたします、その他プラスチック類の処理量が増加していることから、分別がさらに進んだことによりまして、可燃ごみ処理量の減少につながっているものというふうに分析をしているところであります。

次に、不燃ごみにつきましては、9月末現在で、約217tの処理量でございまして、前年度同時期と比較いたしまして7%、量にいたしまして約17t。粗大ごみにつきましては、9月末現在で約59tを処理しており、前年度の同時期と比較いたしまして6%、量にいたしまして約3t、それぞれ減少しているところであります。特に、不燃ごみの8月の排出量につきましては、前年度の同月と比較いたしまして約10t減少しております。他の月と比べまして極端に減少しており、非常に分析が難しいですが、あまりの猛暑で排出を控えられた可能性もあるというふうに思量しているところであります。全体的といたしまして、不燃ごみ、粗大ごみの処理量減少は、家具や電化製品の買い控えなど景気の低迷が影響しているのではないかとというふうに考えているところであります。

一方、有害・危険なごみにつきましては、9月末現在で約8tと、前年度同時期と比較をいたしまして15%、量にいたしまして約1t増加をしております。昨年3回、本年におきましても1回、それぞれ不燃ごみ収集中にパッカー車内で出火する事故が発生しており、その都度、広報紙等で啓発をしております。今年度につきましては、9月号広報紙で啓発したわけですが、9月に本年2回目の有害・危険なごみの収集日がございましたので、その収集日のお知らせも併せてしてしたことによりまして、きちんと分別され、排

出された効果が排出量として表れているものというふうに分析をしております。

次に２ページ目の資源物の処理でございます。ビン類・缶類につきましては、９月末現在で、約１３２ｔを処理しております、前年度同時期と比較いたしまして３％、量にいたしまして約４ｔ。ペットボトルにつきましても、９月末現在で、約３０ｔを処理しております、前年度同時期と比較をいたしまして７％、量にいたしまして約２ｔ、それぞれ増加しているところでございます。いずれも、７月から９月にかけて、月により若干の増減がございますものの、全体的に排出量が増加していることから、この夏の猛暑が排出量に影響を与えているものというふうに考えているところであります。

次に、先ほどの可燃ごみのなかでも、若干、触れませんが、その他プラスチック類につきましては、９月末現在で約３１１ｔを処理しております、前年度の同時期と比較いたしまして８％、量にいたしまして約２４ｔ増加しております。

また、食品トレイにつきましても、９月末現在で、６３０kg、０．６３ｔを処理しております、前年度同時期と比較をいたしまして４７％、量にいたしまして２００kg増加をしているところであります。

いずれも、より住民の方々の意識の向上によりまして、分別が進んだものというふうに考えているところであります。

そして、生ごみの分別収集モデル事業では、現在のところ、モデル自治会６自治会、計４５３世帯、モデル世帯５５世帯、計５０８世帯で協力いただいております、９月末現在で約２２ｔを堆肥化処理しているところであります。

また、１０月から家庭の木くず・草類の分別収集、堆肥化処理に先駆けまして、本年４月より、持ち込まれました家庭の木くず・草類、約１３ｔを焼却処理せずに堆肥化処理して、より適正な処理に努めたところであります。

この結果、家庭系では、９月末現在で約２，５８９ｔを処理しております、昨年度同時期と比較いたしまして０．３％、量にいたしまして７ｔの微増であり、ほぼ前年度並で推移しておりますが、生ごみや木くず・草類が資源化处理に移行したことによりまして、廃棄物としての量は約５７ｔ減少している状況でございます。

こうしたことから、分別が進み、再生利用できるものは再生利用の道へ進む、より適正な処理が進んでいるものと分析をしているところであり、今後、その状況につままして、推移を見守っていきたいと考えているところがあります。

次に、3ページの事業系ごみについてであります。事業系ごみ全体では、9月末現在で約781t処理しておりまして、昨年度同時期と比較いたしまして0.4%、量にいたしまして約3t減少しているところであります。なお、8月、9月の2ヶ月間だけに限りますと、本年度が約235tの処理でありまして、前年度同時期の8月、9月と比較をいたしまして23%、量にいたしまして約70t減少しております。

これらは、8月から導入いたしました事業用の指定袋製の導入によります減少と分析をしておりまして、指定袋制導入や手数料改定の趣旨が少なからず排出事業者に伝わったものというふうに考えているところであります。

しかしながら、11月には、2つのスーパーが相次いで当町で開店いたしますし、今後も店舗の進出が想定されますなか、この事業系ごみの排出量の推移につまましては、さらに注視してまいりたいというふうに考えているところであります。なお、排出事業者の登録件数につまましては、前回の委員会後、4事業所の登録が増えまして、現在162事業所が搬入登録をされているところであります。

事業用の指定袋の販売状況につまましては、10月末現在で45リッター相当袋は35,530枚、30リッター相当袋で1,880枚となっております。処理手数料に換算いたしますと5,872,800円となっているところあります。

このような状況のなか、家庭系、事業系、公共施設を合わせました総処理量は、9月末現在で約3,499tと前年度同時期と比較いたしまして、0.1%、量にいたしまして約5tの微増であり、平成22年度の上半期は、ほぼ平成21年度同時期と同様の状況で推移しているという結果でございます。以上が、平成22年度上半期のごみ・資源物の排出、処理状況でございます。

次に、2点目、斑鳩町一般廃棄物処理計画の策定及びそれに伴います斑鳩町廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱についてでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定によりまして、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されておりまして、当町では、一般廃棄物処理基本計画という形で策定をしております。前回、策定をいたしましたのが、平成18年度から平成22年度までの5ヶ年計画でございまして、本年度末で期間満了となりますことから、平成23年度より新たな処理計画を定める必要がございまして、現在、その策定に向けて取り組んでいるところでございます。

その一般廃棄物処理計画でございしますが、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例第13条第2項の規定によりまして、一般廃棄物処理計画策定にあたっては「斑鳩町廃棄物減量等推進審議会の意見を聞かなければならない」というふうに定められておりまして、今回、審議会委員の委嘱の準備が整いましたので、当委員会にご報告をさせていただくものであります。資料1-②で、審議会委員名簿をお示しをしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

この斑鳩町廃棄物減量等推進審議会委員につきましては、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例によりまして、10名以内というふうに定められておりまして、運営等につきましては、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会運営規則で定められております。その運営規則では、委員には、住民代表、事業者代表、処理業者代表、教育関係者代表、識見を有する者から委嘱することとなっております。

当町では、さまざまな立場やあるいは、さまざまな角度からご意見をいただけるように、住民代表には、自治会連合会、斑鳩町婦人会、地球にやさしい生活推進協議会よりそれぞれ代表者を選出をいただいたところであります。

また、公募委員も1名委嘱することとしておりまして、募集の結果、2名の方からお申込みをいただきましたが、抽選におきまして、龍田西3丁目に居住される安部龍介氏に委員をお願いしているところであります。

事業者代表では、斑鳩町商工会から代表2名の選出をお願いし、消費者と密接に関係しております小売業から2名の選出をいただいたところであります。また、処理業者の立場、視点からのご意見をいただくにあたりまして、現在、当町のその他プラスチック類の資源化処理、不燃ごみの資源化処理な

どを委託しております株式会社ヤマゼンより代表を1名選出いただいたところであります。また、教育関係代表では、斑鳩町の校園長会から代表を選出いただいているところであります。

最後に、識見を有する者につきましては、奈良教育大学教授の岩本廣美氏を委嘱させていただきます。この岩本教授は、当町も加盟をしておるんですけども、奈良県内の自治体、関係機関、住民団体など、官民が連携して取り組んでおります「菜の花・バイオマスプロジェクト会議」の議長も努められているなど、環境問題に非常に精通されていることから、今回、委員をお願いしたものでございます。

なお、第1回の審議会につきましては、今年22日、11月22日の月曜日に開催をさせていただきます。現在の当町のごみ排出状況、あるいはごみ減量化・資源化の取り組み状況をご説明した後、来年早々に1回から2回にわたり、当町の新たな一般廃棄物処理基本計画の素案について、ご意見を頂戴しながら、当町の新たな一般廃棄物処理基本計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

厚生常任委員の皆様には、来年3月の定例会中の委員会に新たな一般廃棄物処理基本計画（案）をお示しできるものと考えておりますので、詳細につきましては、その際にご説明をさせていただき、ご意見をちょうだいしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、ご案内を1点させていただきます。去る5月30日に開催いたしました「いかるがの里クリーンキャンペーン環境イベント」におきまして、参加者の投票で最優秀作品を選んでいただきました環境標語につきまして、今年度購入いたしましたハイブリッド塵芥収集車の側面にその標語を掲載すると6月の委員会で申し上げておりましたが、このたび、ハイブリッド塵芥収集車が納車されることになりまして、側面に記載いたしました環境標語のお披露目を兼ねまして、ハイブリッド塵芥収集車の出発セレモニーを開催することとなりましたので、ここでご案内を申し上げます。

ハイブリッド塵芥収集車の出発セレモニーにつきましては、来たる12月4日土曜日、午前8時から斑鳩町役場正面駐車場におきまして、職員互助会の清掃活動に先立ちまして行うこととしております。

出発セレモニーでは、ハイブリッド塵芥収集車、そして側面に記載いたし

ました環境標語のお披露目と、環境標語最優秀作品受賞者との記念撮影などを予定しておりまして、その後、職員互助会の活動といたしまして役場周辺の清掃活動を実施し、その活動で集められましたごみをハイブリッド塵芥収集車で収集するといった催しを実施する計画であります。なお、選ばれました環境標語を改めてご紹介をいたしますと、小学生の部では、斑鳩東小学校6年生の湊夏穂さんの作品で「わたしにも ぼくにもできる ごみしわけ」と、一般の部では、水野友子さんの作品で「省エネで 明るい未来 子や孫へ！」のこの2作品であります。このハイブリッド塵芥収集車は、県内自治体でも3台目となるもので、議員の皆様にもご臨席のご案内をさせていただきますので、ぜひご臨席いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、前回の委員会で方向性をお示しいたしました、紙おむつ専用指定袋交付事業についてであります。当該事業につきましては、条例あるいは規則の一部改正、また新たな要綱の創設等々が必要となりまして、それぞれ、12月定例会付議予定議案、あるいは各課報告事項に関連する内容でございますので、次の12月定例会付議予定議案のなかで、その考え方も含めまして、詳しくご説明をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この8月から実施しております事業系ごみの指定袋制導入につきまして、指定袋販売開始当初から90リッター用などの大きな袋を望む声が多く、今回、70リッター相当袋、90リッター相当袋の2種類を増加する計画にしております。

この件につきましても、ごみ処理手数料の条例改正が必要となり、12月議会に上程を予定しておりますので、詳しくは次の12月定例会付議予定議案のなかでご説明をさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いをいたしまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 廃棄物減量等推進審議会で、この計画をたてていただくということ



で、名簿もお示しいただきました。いつも言うことと逆のことになるわけなんですけども、そういった委員会にできるだけ若い方入れてくださいということを常々申しあげてきましたが、今回は逆にですね、あまり年齢の高すぎるような方がいらっしやらないかなという中で、ちょっと計画を立てる中での町の考え方としてね、気をつけていただきたい点というのがあるものですから、申しあげておきたいなと思うんですが。斑鳩町も他の市町村と同じく高齢化というような状況になってきております。そんな中で高齢者のみの世帯という方々がごみを出すという作業をしていただく中での問題点であったり、そしてまた気をつけなければならない、そういう人たちをどうフォローできるかという、気をつけなければならない点、こういったものを今後は視野にきちっと入れていかなければならないのではないかな、分別を推進していくについてもお年寄りの場合大変難しかったり、混乱されたりということも多いです。それと、もっともっと分別を増やそうと思ったら、モデル的にでもステーションでの収集とかね、そういうものを今後検討していくと、この計画、5年先の計画でございますので、そういったことを視野に入れた場合に、お年寄りの動向、お年寄りにどう協力していただけるか、そういう視点というのは重要になってくると私は思っています。その点につきましてね、委員さんからご意見がいただければいいんですが、行政側としてその辺のところの意識をきちっと持っておいていただけたらというふうに思っているんですが、その辺について、どういうふうに考えておられるのかお尋ねしておきたいと思います。

環境対策課長 現在策定を進めております第4次総合計画の中でも、高齢者世帯、またごみステーションまで排出が困難な世帯についての対策を検討するというところで記載をさせていただいておりますので、そういった点につきましては総合計画と、またこのごみ処理一般廃棄物の処理計画とリンクをさせて計画をたてていきたいというふうに考えております。

里川委員 ぜひそういう細かい点につきましても、配慮をしていただきながら、またより住民さんにご協力いただける、そしてより有料にした時の目的である減量、本当に課長にはこの間ずっと同じ課にいていただいて、本当にストレス

溜まって大変なんちゃうんかなと思うぐらいね、減量についてずっと追求していただいているということは、よく私も承知はしておりますけども。そういう協力をしていただくための配慮というのものは、常に持っていただけたらと思います。紙おむつ関係はまた次の時にあれなんですけども、事業系もまだ次ありますので、それともう1点、廃棄物関係で言いますとね、不法投棄の件なんですけども、いよいよ地デジが来年の7月ということで、だんだん近づいてきてまして、うちも最近テレビ買い換えましたけども、電気店に行きますと、今すごい人がたくさん行っておられるというのはエコポイントの関係もあるものですからね。ただ、11月過ぎますとエコポイントが半減するとか、それとかまたその後どうするのかとかいう問題がありましてね、うまく買い換え進めばいいんですけども、それでもなかなか進みにくい状態にあった場合ですね、そのエコポイントの関連の中で、今後不法投棄というようなことが進んでくる可能性というのは、また心配されるのかなというふうには思っているんですけども。その辺ですね、前デジサポさんのほうの状況からいきますと、奈良県は非常に買い換えの率が高いというような報告されていたんですけども、私はそれは絶対うそやと思っていたんですけども、そういう点では状況としては、デジサポの担当とは違いますけども、不法投棄とかの家電リサイクルの関連でいうと、環対になりますのでね、その点はどんなふうにつかんでおられるのか、今後の対策としてはどんなふうに通っておられるのか、確認をさせていただけたらと思います。

環境対策  
課長

今年度、特定家電、いわゆるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの不法投棄につきましては、これまでテレビのほうはないんですけども、エアコンのほうで2台、不法投棄されていたという実績がございます。当町ではこういった家電製品協会というのがあるんですけども、そちらと不法投棄防止の協力につきまして、家電製品協会から一定の金額で委託を受けまして、いろいろ啓発活動をしております。その中で家電小売店に対しまして、家電リサイクル法にもとづいて適正に処理をするよう消費者の方にそういう呼びかけをするような指導もこれからしていきたいというふうに考えているところであります。

里川委員

ぜひ、今ある制度がなくなっていくとか、そういうのっていうのは影響で  
てくるし、その時点で買いたいと思ってもね、うまいこと融通つかへんかっ  
たら買えないし、それが後になってきましたらね、エコポイントがあるとき  
はリサイクルでテレビ持って帰っていただくのに、3千なんぼ払っても、エ  
コポイントにプラス3千円あるから、結局ずっとみんな持って帰ってもらう  
ように、今はね、なっているやろうと思うんですけどもね、段々これからそ  
の制度の動きも見ていただいて、そうやってきた時に今後どうなっていくか  
とか。それと、もともと余っているテレビのある家が、どないしようと、も  
ともと余っていたというようなテレビがね、1家に1台という時代ではない  
ので、1家に何台もあるというような状況もあるような状況がありますので  
ね、そういうところも気をつけていただいて、協会さんと協力しながら、よ  
り効果的な啓発活動を行っていただきまして、やっぱり不法投棄、1件あっ  
たら俺も俺もと、わしもわしもというような形で1つあれば、なんか知らん  
けど、逆な波及効果があつたりしてしまいますのでね、ですから今後も気  
をつけてやっていっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

他に、ございませんか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。本件については報告を受け、一定の  
審査を行ったということで終わっておきたいと思います。

次に、2. 12月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受け  
ることにいたします。

(1)斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一  
部を改正する条例について、また、これと関連いたしますので、3. 各課報  
告事項の(5)斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条  
例施行規則の一部を改正する規則について、並びに、(6)斑鳩町紙おむつ  
類専用指定袋交付要綱について、合わせて、理事者の説明を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、先ほどの継続審査のなかでも、若干、触れさせていただきましたが、平成23年度より、紙おむつ類専用指定袋交付事業、そして、その事業用指定ごみ袋の種類を増加することに伴いまして、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する必要がございます。12月定例会に条例改正（案）の上程を予定しておりますので、あらかじめ当委員会にご説明をさせていただきます。

今回、2つの事業に伴う条例改正がございますので、それぞれ分けてご説明をさせていただきます。

まず、前回の当委員会で方向性をお示しいたしました紙おむつ類専用指定袋交付事業でございます。この事業につきましては、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部改正のほか、同条例施行規則の一部改正、交付要綱の創設も必要となる事業でございます。

この後の各課報告事項の（5）条例施行規則の一部を改正する規則について、次の（6）斑鳩町紙おむつ類専用指定袋交付要綱とあわせましてご説明をさせていただきます。また、それぞれに資料のほうもございまして、やや複雑になるかもしれませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、紙おむつ類専用指定袋交付事業の概要なり、考え方ではありますが、まず、紙おむつ類専用指定袋、以下、略しまして紙おむつ用袋という呼び方でご説明させていただきますが、その交付事業の目的でございます。当町では、ごみ減量化・資源化の促進を目指しますため、平成12年10月より可燃ごみ及び不燃ごみ、翌年4月より粗大ごみにつきまして、それぞれ処理有料化を導入をさせていただきました。その結果、平成21年度では、有料化前年の平成11年度と比較いたしまして、32%のごみ排出量が減少をしているところであります。

しかしながら、紙おむつ類は、意識してもなかなか減量することは難しく、常時、紙おむつ類を必要とされる乳幼児や要介護者等がおられるご家庭では、ごみ袋の購入が他のご家庭よりも負担となっているところであります。

そういったことから、昨年11月に厚生常任委員会の総意として、紙おむつ用袋の交付事業の実施のご要望があったというふうに理解をしておりますが、当町におきましても、そういった負担増につきましては認識をしてお

りまして、今回、常時紙おむつ類を使用し、ごみ減量が難しい世帯に対しまして、紙おむつ用袋を無料で一定枚数交付し、負担の軽減を図り、児童福祉・高齢福祉の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、紙おむつ用袋で排出できるものでございますが、この事業の概要と交付要綱につきましては、密接な関係にありますことから、以後につきましては、資料6の斑鳩町紙おむつ類専用指定袋交付要綱をもって事業の説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、資料6のほうをご覧くださいというふうに思います。

紙おむつ用袋で排出できるものでございますけども、交付要綱案の第2条となります。紙おむつ用袋では、紙おむつのほかに、乳幼児がおむつを取る際のトレーニング用として使用するような尿取りパット、あるいは紙おむつの取替えの際使用するウェットティッシュ、いわゆるおしりふきなどのペーパー類もこの袋で排出できるようにしているところであります。

次に交付対象者でございますが、町内に住所を有し、在宅で常時紙おむつ類を必要とする方で、次の方々を交付対象としております。

まず、3歳以下の乳幼児でございます。一般的に日中の排尿が完全に自立している子どもというのは、2歳児で50%、3歳児で85%、4歳児で97%というようにいわれておりますので、15%から半数が紙おむつを必要とする3歳以下の乳幼児を交付対象としたところであります。3歳以下の乳幼児につきましては、以下、乳幼児という呼び方でご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、要介護認定や要支援を受けられている、いわゆる要介護者、あるいは斑鳩町家族介護支援実施要綱に基づく家族介護用品、あるいは斑鳩町地域生活支援実施要綱に基づく日常生活用具で、それぞれ紙おむつの支給や給付を受けている方につきましても、福祉の充実といった点から交付対象としていっているところであります。

そのほか、町長が特に必要と認める場合につきましては、先の対象者以外の方にも何らかの事情により、常時紙おむつ類が必要な方には交付できるような措置を考えているところであります。

次に、交付を受ける際、申請をしていただきまして、町長の承認を受けていただくわけでございますけども、その時期について規定をしております。

まず、乳幼児につきましては、誕生日、それ以外の対象者につきましては毎年4月をそれぞれ申請月といたしまして、1年分を一括交付することとしております。また、転入や要介護認定など、年度途中で交付対象者となられた場合は、交付対象となった月が申請月というふうに定めております。

次に、交付枚数でございます。要綱で言いますと、第5条でございますが、交付枚数につきましては、年間60枚を限度とし、年1回交付することとしております。可燃ごみにつきましては、週2回の収集であり、年間にいたしますと100回強の収集でございます。その週2回の収集のうち、1回分を減免できるようにというふうに考えますと、年間50枚の交付ということになります。参考にさせていただきました滋賀県長浜市も年間50枚の交付でありましたが、排出されます住民の方の立場にたった場合、交付された紙おむつ用袋だけで、発生する紙おむつのすべてを賄おうとした場合、50枚の交付ですと、紙おむつの排出は週1回となります。

まだ、冬場につきましては、紙おむつを1週間保管というのも不可能ではないというように考えますが、夏場につきましては、1週間の保管は難しく、収集日ごとに排出したいと思われることは当然のことであろうというふうに考えます。このことから、夏場には収集日ごとに排出できますように、当町では、年間60枚の交付とさせていただこうというふうに考えているところでございます。なお、年度途中で転入されてきた場合や、要介護認定などを受けられた場合、年度途中で交付対象となった場合の交付枚数につきましては、要綱第5条の第2項で規定をしております。

まず第2項の第1号でございますが、当該年度途中に対象外となる乳幼児の場合を想定をしております。交付要綱の2枚目に記載しております別表1に基づいて交付することとしております。これにつきましては、転入されてきた乳幼児が、その年転入してきた年度内に4歳、いわゆる対象外になる場合で、別表1で説明いたしますと、4月に転入してきて、5月が4歳の誕生日であれば、10枚を交付するというようになります。5月に転入してきて、12月が4歳の誕生日であれば、40枚を交付するというように、表のなかで交付対象者となった月と誕生日が交わる部分が交付枚数というふうになります。

次に、第2号では、転入してきた乳幼児について、翌年もまだ交付対象で

ある場合、いわゆる転入時に2歳以下の乳幼児についての規定でございますが、例えば、4月に転入してきて9月が誕生日だった場合、別表2によりまして、交付対象となった月、4月に誕生日である9月における交付枚数30枚となりますが、これを転入されてきた時に交付をいたしまして、9月の誕生日に、来年の誕生日までの年間60枚を交付するというようにしております。こちら、別表1と同じように、交付対象となった月と誕生日の交わる部分が交付枚数ということになります。

そして、第3号では乳幼児以外、たとえば、年度途中で要介護認定などを受けられた場合につきましては、別表3にもとづきまして、申請月に応じて交付枚数を規定をしております。例えば10月に要介護認定、あるいは町の福祉事業の支援を初めて受けられた場合につきましては、別表3によりまして、年度末までの分として30枚を交付し、翌年からは4月に1年分60枚を交付するというようになります。

次に第6条では、町は、紙おむつ用袋の支給記録簿を備え、不適正排出の防止に努めることを規定しております。紙おむつ用袋の交付事業を実施するにあたりまして、紙おむつ用袋に紙おむつ以外のものを収納して排出された場合、あるいは排出される可能性に対して、どのように対応するのかといった点が最大の問題点でありまして、この問題をクリアできなければ、今後、住民の方々の協力体制や分別収集などに対する合意形成にも影響を与えるような問題であると担当課では考えております。

そういったことから、このあたりに検討の時間を要したわけでございますが、今回、ルール違反への対応につきましては、交付いたします紙おむつ用袋に、通し番号を印字し、その番号から誰に交付した袋かを特定できるようにする対策を講じました。

指定袋に氏名の記入を徹底していただくといった方法も考えられたわけですが、特に紙おむつ用袋は要介護認定など個人情報にも直接結びつきますので、これまでのように指定袋に氏名を記入するのは問題があるというふうに判断をいたしました。そうしたことから、袋に通し番号を印字することで、個人情報に配慮しながら、かつ、万一ルール違反があった場合、容易に指導等を行えるようになります。そういった情報を整理しておくために記録簿を備えることとしているところであります。

次に、紙おむつ用袋の規格であります。要綱では、第7条関係であります。今回、交付いたします紙おむつ用袋につきましては、乳幼児用は、20リッター相当袋、それ以外の交付対象者には、一般用として30リッター相当袋を交付することとしております。

次に、紙おむつの返還や交付の拒否等について、第8条で規定しております。まず、紙おむつ用袋の交付を受けた方が、交付対象者でなくなった場合、例えば、3歳の誕生日に年間60枚の交付を受けた乳幼児が、年度途中で、次の誕生日までにおむつがとれた場合、この乳幼児は交付対象外となりますので、残った紙おむつ用袋は返還していただくこととなります。

また、ルール違反の排出をされた場合、交付した袋の返還を命じるとともに、交付対象者であっても交付を拒否することができる条項を設けております。ルール違反に対応していこうというふうに考えております。

また、第9条では、不要となった紙おむつを他人に譲渡することを禁止しております。こういったことを申請時に遵守することをご誓約いただけましたら、紙おむつ用袋を交付してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、付則で、施行日を平成23年4月1日と定めているところであります。さらに、付則2で、事業開始日、いわゆる平成23年4月1日現在で、すでに町内に居住されております乳幼児につきましては、初回に限り、申請月の誕生日を、4月を申請月とする特例を設けております。

そのなかで、第1号として、平成23年度中に対象外となる、いわゆる平成23年度中に4歳を迎える乳幼児につきましては、別表4によりまして、誕生日までの交付枚数を交付するものであります。

また、第2号といたしまして、平成20年4月1日から平成23年3月31日までに生まれた乳幼児、いわゆる平成24年度以降も交付対象となる乳幼児につきましては、誕生日から1年分としての60枚に、平成23年4月から23年途中の誕生日までの分として、別表4に定める枚数を加算して交付することとしております。

例えば、平成22年10月10日生まれの乳幼児がいた場合、平成23年10月から1年分として60枚、そして平成23年4月から10月の誕生日までの分として別表4で定める40枚、計100枚を平成23年4月の申請



時に交付します。このことによりまして、次回の申請は、2歳の誕生日となる平成24年10月ということになりまして、誕生月が申請月となるように、初回の申請で調整をするものであります。乳幼児の申請月をできるだけ公平にということで、誕生月とすることによりまして、初回の交付がやや複雑となりますが、以上が、紙おむつ類専用指定袋交付事業の概要であります。

なお、本事業につきましては、平成23年4月の開始でありまして、紙おむつ用袋につきましては、平成22年度予算で、平成23年3月までに作成しておく必要がございます。概算で約164万円の袋製作費が必要であります。今年度、可燃ごみ袋の作成につきまして執行いたしました入札の執行残がございますことから、補正予算等は計上せず、現予算での対応を予定しているところでございます。

この紙おむつ類専用指定袋につきましては、いわば、一般廃棄物処理手数料の減免措置でありまして、条例の改正を必要といたします。

恐れ入りますけれども、資料2、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例(案)の2枚目、新旧対照表をご覧くださいと思います。斑鳩町一般廃棄物処理手数料を定めます第22条関係の第3項におきまして、手数料の減免に関する規定がされております。旧でいいますと第3号を第4号に繰り下げまして、新たに第3号といたしまして、常時紙おむつ類を必要とする方への減免について明記するもので、当町に住所を有し、在宅で常時紙おむつ類を必要とする者等が排出する紙おむつ類を処理する場合につきましては、紙おむつ類専用指定袋を支給するというふうに定めることとしております。

そういたしまして、次の項、第22条第4項では、前項各号により手数料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請し、承認を受けなければならないという規定がございます。

こうしたことから、紙おむつ類専用指定袋の交付に際しての詳細は、条例施行規則で定める必要があるわけですがけれども、先ほど説明いたしました対象者、交付枚数等々、細部にわたり規定をしなければならないため、交付要綱を創設し規定をしております。そのための措置として、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則の一部改正をいたします。

次に、資料5の斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)の2枚目をご覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございますけれども、まず、第16条の手数料の減免であります。条例で第22条第3項中の第3号を第4号に繰り下げておりますので、そういったことから、条例施行規則第16条におきましても、条例第22条第3項第3号を、第4号に改めているものであります。

また、条例施行規則第17条での手数料の減免申請につきましての規定でございますが、旧規則では、条例第22条の規定によりまして、減免を受けようとする者は、減免申請書を提出することになっております。

この申請の提出を紙おむつ類の交付申請の場合に限り、別に定める方法とするために、まず、条例第22条第3項第1号または第2号に該当する者、いわゆる条例で言いますと、天災の場合や生活保護世帯の場合で、減免を受けようとする者は、従来どおり、一般廃棄物処理手数料の減免申請書、「様式第4号を町長に提出し、承認を受けなければならない。」といたしまして、新たに第2項におきまして、条例第22条第3項第3号、いわゆる紙おむつ類専用指定袋の交付を受ける場合には、「別に定めるところにより、町長の承認を受けなければならない。」と新たに規定をいたします。

そして、旧規則でのただし書きにつきましては、第3項といたしまして、前項の規定に関わらず「町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。」という規定を設けることとしております。

この規則の改正によりまして、先ほど事業概要に合わせましてご説明いたしました斑鳩町紙おむつ類専用指定袋交付要綱を創設し、その要綱にもとづきまして、紙おむつ用袋を交付するといったこととなります。

ここまでの、紙おむつ類専用指定袋交付事業の実施に伴います条例の一部改正、条例施行規則の一部改正、そして交付要綱の説明でございます。

次に事業用指定袋の種類増加についてでございます。

事業系ごみの指定袋制につきましては、本年8月より導入をし、先ほどの上半期のごみの排出量の報告の中でもご説明いたしましたように、2ヶ月間の状況ではございますが、昨年同時期の排出量を大きく下回るなど、効果が表れてきているところであります。

しかしながら、過去の訪問指導などで、その際、使用している袋のサイズ

を確認していたものの、指定袋の販売当初から、容量の大きな袋の作成を望む声が一部の事業所より寄せられております。再度、事業所の真意を確かめますために、9月下旬に搬入登録をされている事業所を対象に希望する袋の大きさにつきまして、アンケート調査を実施したところであります。

その結果、全体の25%にあたる40事業所より、現在の袋よりも大きい袋を希望するというふうに回答されておきまして、当町におきましても、ある程度、早期にそういった事業所の要望に応え、スムーズな排出を支援していくことで、今後の事業系ごみの減量化の促進にもつながっていくものというふうに判断をいたしまして、今回、要望の多かった70リッター相当袋と90リッター相当袋の2種類の増加をお願いしようというものであります。

次に、その70リッター、90リッター相当袋の処理手数料額であります。

平成22年3月議会におきまして、ご議決いただきました事業系一般廃棄物の処理手数料額につきましては、45リッター相当袋を基準に積算しておきまして、今回も、その積算を基本に、70リッター相当、90リッター相当に換算して、処理手数料を算出をしております。

まず、45リッター相当袋につきましては、10kg収納を基準として計算しておきまして、1kgあたり14.1円に10kgを乗じ、141円の処理手数料に袋作成費を加算し、1枚160円というふうに処理手数料を定めさせていただきました。このことから考えますと、70リッター相当袋は、45リッター相当の約1.5倍となり、容量で言いますと15kgの収納が可能ということになりますが、袋を縛る際のくくり幅は45リッター相当袋よりも多く必要になりまして、約1kg分は減容されることになろうというふうに考えております。

そうしたことから、70リッター相当袋で収納できる量は14kgというふうに設定をいたしまして、基本であります1kg14.1円に14kgを乗じまして、197円に袋作成費を加算して220円の処理手数料としております。また90リッター相当袋につきましては、70リッター相当袋よりさらにくくり幅が多く必要となりまして、45リッター相当袋10kgの倍、20kg収納から2kg減容した18kgを処理手数料を算出しております。18kgに1kg当たり14.1円を乗じ、253円に袋作成費を加算して、1枚280円の処理手数料としたところであります。

この事業用指定袋の種類増加に伴います条例改正であります。恐れ入りますが、再度、資料2の斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例(案)の3ページ目の新旧対照表をご覧くださいと思います。第22条関係の別表の改正であります。

当町では、袋の区分を「大」「中」「小」という区分で表現しており、特に家庭系ごみにつきましては、そういった呼び方が定着しておりますので、事業用指定袋につきましても、種類が増えますが、そういった呼び方で区分しております。今回、増加いたします90リッター相当袋につきましては、「特大」という区分で、1枚280円としております。そして、70リッター相当袋につきましては「大」と区分して、1枚220円。旧条例では「大」としていた45リッター相当袋を「中」の区分に定めるものであります。

なお、事業用指定袋の増加につきましても、平成23年4月1日を施行日と考えておきまして、平成22年度中に指定袋を作成する必要があり、袋作成費243万6千円につきましては、12月議会で増額補正をお願いする予定にしております。

以上が、紙おむつ類専用指定袋交付事業、あるいは事業用指定袋の増加に関します考え方でございます。

これらの事業の実施に伴いまして、12月定例会におきまして、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部改正(案)を上程する予定にしておりますので、温かいご理解をいただきますようお願いをいたしましてご説明とさせていただきます。

委員長           ご苦労さまでした。説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。   里川委員。

里川委員       まず事業系のごみなんですけども、そりゃもう有料になって事業者さんの希望を聞いてやっていただくというのは、ぜひそういうふうに使っていただきたらと思うんですが。以前からでも、袋の質的にどうなんだろうと、弱いのではないかとような意見も他の議員さんのほうからも出ていて、私もお尋ねしたこともあったんですけども、このリッター数上げることによって強度ってというのはどんなふうを考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

環境対策  
課長

現行の45リッター相当袋につきましては、厚みが0.04mm、30リッター相当袋につきましては0.035mmを使用しております。現行の袋でも決して厚みが薄いというふうには当町では考えておりませんが、当然、今回作成する袋につきましては、容量が多くなりますので、それに対応できる厚みをというふうに考えております。現在考えておりますのが、70リッター相当袋につきましては厚みが0.05mm、90リッター相当袋につきましては厚みが0.06mmを使用する考えであります。なお、材質につきましては尖ったものを収納されても穴は開きますけども、裂けにくい特徴があるといわれております低密度ポリエチレンを使用する考えであります。

里川委員

わかりました。当然、強度が上げてもらわんと、重くなるということがあるので、そのへんが気になったんですが。それと、「大」としていたものを、条例で「中」にかえると。その意味合いはよくわかるんですけども、前々からちょっと気になっていたんですが、可燃ごみとか、不燃ごみの袋につきましても「大」「中」「小」とかだけの表現だったんですけども、私ら説明を受けるときは、可燃ごみの「大」は45リッターですよとか、目安ですけども、そういうふうに聞いているんですが、この条例の別表に「大」「中」「小」って入れて、括弧書きでそういうリッター数を入れるっていう考えというのはできないのかなと。そのほうが、どんなときにでも明らかで、わかりやすいのなど。目安の量ということもあるんですけども、今まで「大」と書いていたものが「中」にかわるということもあって、そういうことがあってもいいかなと思うんですけども、それについてはどうなんでしょうか。

住民生活  
部長

その関係につきましては、この条例を作成する中で、検討もしたわけでございます。今申されました大きさも入れることも考えたわけでございますけれども、この条例の表を見てもみますと、やはり、今まで「大」「中」「小」、不燃ごみも「大」「中」、そういった区分をしておりまして、そのような例えば統一して、例えば「大」「中」「小」「特大」と表現したほうがいいのかなと今回は思ったわけでございます。将来的には、今おっしゃいましたようなことで、その容量を明示していくということにつきましても考えてまいりたいと思います。

けれども、今回は、この表示でご理解を賜りたいと、このように思っております。

里川委員　いまどきは、そういう条例とかもインターネットとかで見れるわけですよ、いちいち問い合わせをせんでも。そういうのを見た時に、より分かりやすく、条例とか難しいだけやとか、そんなややこしい文章が並んでいるだけで読んでもようわからんとか、また、こんな表でも見ても大きさもよくわからないと。「特大」って何やとか、可燃ごみも「大」「中」「小」あるけれども、「中」や「小」ってどんな大きさやと。そういうことをリッター数を明記することによって、何もわざわざ問い合わせしなくても、見たらわかる状況っていうのはあると思うんです。だから、今後の課題として、そういうものを明記していくのかどうかということをね。だから、今までの「大」「中」「小」やったから、今回も揃えて「特大」「大」「中」「小」したというのではなく、今までのリッター数が表示されていなかったのは何でなんだろうと。何リットルって目安を書いておいてもらったほうが、本当は分かりやすかったのに、なんでそういうふうにしてこなかったのか。それでまた今回についてもそういうことをしなかったということについては、何か理由があるのかなと私は思ったものですから、お尋ねをさせていただきましたが、別にそれを明記することに何の問題もないのなら、できるだけそういうものは明記していただけたら、ありがたいかなというふうに思っているという意見だけ申し上げておきたいと思います。

それとですね、紙おむつの件なんですけれども、これにつきましては、本当にいろいろ当委員会として、要望し、その後忙しいなか非常に取り組みをすすめていただきましたことには、本当に感謝しているところなんですけれども。要綱を見ていて気になった点でお尋ねしたいんですが、紙おむつですね、今現在使われている状況でいいますと、便、おしっここの場合はいいんですけれども、便の場合ですね、どうしてもウェットティッシュとかでふいたりしたときに、それもひっくるめて入れるわけなんですけれども、ゆるい便とかでしたら、どうしてもそのままっていう形になりますし、それを巻くんですけれども、巻くのが不安定な場合、どうしても別の袋に入れて、ごみ袋にほかすという癖というんですか、習慣がついていると思います。そういう状況があ

るなかで、汚物を取り除きは、ゆるい便の場合もけっこうありますので、取り除き切れなくて、つい、そういう形になると思うんですけども。今後、やろうとしている中では、そういう袋に入れたものを、袋に入れるという考え方については、町はどのように考えておられるのかなど。ダイレクトにそれを入れてくれというのか、やっぱり今までからみんなしてはる、多くの人がしてはると思うんですが、一旦袋に入れてから可燃ごみの袋に入れてはる状況があるんでね、そこのところの見解はどうなんだろうかと、自分も実際そんなことをしていますからね、ちょっとお尋ねしたいと思いました。

環境対策  
課長

当町といたしましては、できるだけ焼却処理とか埋立処理を少なくしていきたいというのが基本ですすんでおりますので、できましたら、紙おむつ用袋には、紙おむつ、尿とリパット、ティッシュペーパー以外の収納は避けさせていただきたいというふうには考えておるんですけども。例えば、透明のビニール袋に紙おむつを入れられて、外から紙おむつというふうにわかる状況であれば収集をさせていただこうというふうに考えます。ただ、新聞紙などに包まれた場合、これ、中に何が入ってあるのか、中を見ないとわからないという場合につきましては、基本的には収集しないということで、中が紙おむつとわかるという状況であれば収集させていただこうとは考えていますけれども。基本は、さきほど、一番冒頭に言いました、できるだけ焼却や埋立てを少なくしたいというのが、町の本音でありますので、そういったところにつきましては周知をしまいたいというふうに考えております。

里川委員

わかりました。いろんなケースがありますので、本当に、子どもさんにしろ、お年寄りにしろ、便の形状なんかも、いろんなケースありますので。今現在、そういうふうにされている状況というのもありますので、いろいろ考慮して。袋をお渡しするときに、また担当もたいへんだろうと思いますけれども、また丁寧に、せっかく進めていく施策、よくご理解いただくように。それと、課長も前からおっしゃっているように、他の、該当者がいない世帯の人たちから逆の不満が出ないようにというのが、私も、重要な問題だというふうに思っています。ですから、それにつきましては、何というのかな、こういう厳しい取り締まりもしますよということも含めて、広報とかに、こ

ういうことをしますけれども、違反者はこうですよみたいなこととかね、そういうことがきっちり、対象者とならない人からの不満というものをできるだけ回避するためには、そういう厳しい点についてもきちっと広報紙に書いていくという啓発の仕方、それはちょっと重要かなというのを、この間ちょっと、いろんな方と話をするなかで、みんなすごく理解してくれはって、いいなあいいなあという意見が多かったんですが、一部、私もある方と話をしていて、子ども手当は出るし、介護する人は介護手当ももらっているし、と言う方がいらっしやったんです。私ちょっとびっくりしましてね、住民さんの感覚っていろいろあるねんなと思って、ちょっとその点、そういうことを思われる方もあるっていうのが、私もわかったんで。ですから、そういうふうに、厳しく取締りしますと、きちりやりますということもわかるような書き方で啓発をしてもらえたら、ありがたいかなというふうに思います。これは意見です。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 1点確認しておきたいことがあるんですけども。紙おむつの件なんですけれども、不適正排出の防止ということで通し番号をふられるということなんで、これ袋にどういった形で印字されるのかわからないんですけども、個人情報のためということで、これは結構なんですけれども。その紙おむつを支給されて、それを返還されるということで、第8条に書いてあるんですけども。その返還された印字の入った袋をまた再度使われるのか。どういう形の印字の仕方によっては、利用が無駄になったりもするんじゃないかなと考えたりするんですけども、その点はどうでしょうか。

環境対策課長 まず印字につきましては、品質管理用に袋製造メーカーが印字をしております、それを活用させていただくということで、特段、別に印刷するといった類のものではございません。それと、対象外となった場合、返却をさせていただくわけですけども、そのあとの使い道につきましては、当然、端数で戻ってくる可能性が高いだろうと。10枚1セットでお配りしますので、そのまま使わずに返ってきた場合は、再利用も可能なのかなと。ただ端数で戻



ってきた場合につきましては、それをまた住民の方に紙おむつ用として配るのもいかなものかと考えますので、端数につきましては別の用途に、例えば、ボランティア清掃の袋にするとか、そういった活用方法を考えていきたいというふうに考えております。

委員長 他にないですか。ちょっと1点だけ。袋のどういうデザインにされるのか。色とか、わかったら。

環境対策課長 まず袋の形状につきましてはガゼット式、いわゆる、まち付きの手提げ袋ということで考えております。色につきましては、透明ですと、いろいろプライバシーの関係もございますので、赤っぽい色のついた透明袋で、中が紙おむつとわかるだけで、そのあと細かいところまではわからない、色付きの袋ということで考えているところであります。以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、以上、12月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

ここで、10時30分まで休憩いたします。

( 午前10時17分 休憩 )

( 午前10時30分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 地域包括支援センター運営状況の報告について、理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成21年度斑鳩町地域包括支援センター運営事業につきまして、資料3の実績報告により説明させていただきます。

まず一番上の業務名「地域におけるネットワークの構築」とそのページの一番下にございます「地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築」では、支援を必要とする高齢者の発見と問題発生防止のためのさまざまな関係者とのネットワーク構築、またケアマネジャーのネットワークを構築するというので、平成21年度におきましては、介護支援専門員連絡会、ケアマネジャーの連絡会ですけれども、4回開催し、町内のケアマネジャーのレベルの底上げを目的に、ケアマネジメントマニュアルを作成するための会議を開催させていただきました。このケアマネジメントマニュアルにつきましては、この12月に各ケアマネジャーに配付を予定をいたしております。

次に、その下の「実態把握」では、地域のネットワーク等を活用し、高齢者の心身の状況や家族状況について、実態把握を行うもので、現在、民生児童委員や小地域福祉会等からの情報で高齢者宅を訪問し、状況把握を行っております。また、住民の方からの連絡によりまして町が訪問いたしました方につきましても、今後定期的な訪問が必要と思われる方につきましては、地域包括支援センターに連絡し、訪問していただいております。

次に、その下の「総合相談」と、そのもう1つ下の「権利擁護」では、本人・家族・近隣・地域ネットワーク等を通じ、さまざまな相談や権利擁護の相談を受けております。件数につきましては、実数130件、延べ143件で、平成20年度は、実数97件、延べで110件となっております。

次に、その下でございます。「日常的個別指導・相談」とその下の「支援困難事例等への指導・助言」では、ケアマネジャーの個別案件や困難事例について、助言や指導を行っております。件数は21件で、前年度は14件でございました。

次に、その下の「包括的・継続的ケア体制の構築」では、地域の包括的・継続的なケアを実施するために、関係機関との連携を構築し支援するもので、現在、ケアマネジャーが動きやすくということで、ケアマネジャーと町医師会との話し合いの場の開催に向けまして、平成22年度では23年度実施に向けての事前調整を行っております。

次に、その下の「地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築」につきましては、初めに説明させていただきました。

次に、次ページの上、「介護予防事業に関するケアマネジメント」では、

要支援・要介護となる恐れがある特定高齢者に対する予防教室の参加促進と参加者のケアプランの作成で、平成21年度実績は10名でございました。

次に最後でございます、「新予防に関するケアマネジメント」では、要支援者へのケアプランの作成で、21年度は、実数で54件、延べは2,234件でした。

以上簡単ではございますが、地域包括支援センター運営事業の実績報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 以前より私、内容が示されていないということで、今回こういうふうに出していただきましたことについては感謝をさせていただいておりますが、あと、これにもとづきまして、やっぱり思ったように新予防に関するケアマネジメント、要支援1,2の方の件数というのはいかほどの件数のぼっております。先日も申しあげましたが、1人年度途中で退職になるということの中で新年度から採用するというようなこともおっしゃっていましたが、現実にはこういうふうによくの件数が日々動いているという中で、今の体制では無理だろうということで、その間の補充についてということをおっしゃっていただきましたが、今の現状、どういうふうになっているのでしょうか。

福祉課長 委員もご存知だと思いますけども、現在1名の方が臨時職員として働いていただいております。ですので、実数的には今、同じ形で年度末まではいっているところでございます。

里川委員 その臨時職員できておられる方の職種っていうのは、どういう職種になっているんですか。

福祉課長 主任ケアマネでございます。

里川委員 地域包括支援センターには資格を持った方、これは限定されていますね、社会福祉士、看護師とか、その点につきましては、今、現在、斑鳩町の地域包括支援センターはクリアされているのでしょうか。

福祉課長 クリアしております。

里川委員 では、具体的に今、現状の職種でおられる方の職種を教えてくださいませんか。

福祉課長 先ほど臨時職員さんで主任ケアマネさんがおられます。それ以外に、平成21年度からおられる方で、多喜さんが介護支援専門員、竹内さんが看護師、それとセンター長の松村につきましては社会福祉士ということで、全員資格を持っているということでございます。

里川委員 わかりました。前々から申しあげているとおり、これはあくまで委託をしているけども、町が行わなければならない事業ということです。各市町村直営でやられているところも多い事業ですのでね、これについては私はきちっとやっていたかんとあかんということで、前から見させていただいています。それとですね、この間に住民の方から相談を受けた状況があるんですけども、足が動きにくい方、年をいってきたと、こういう方が病院に行くのも難儀やというようなことの中では、じゃあ介護保険の方の、そういう病院へ行く送迎のシステムもあるので、介護保険の申請をして、認定受けてくださいということと言うと、そういう書類を提出するにも、そんな役場までよう行かんというような方だったりする場合がありますよね。そういう場合に、じゃあ役場へその方がよう行かん、家族もそばにはいない、こういう方についてね、今後でも、斑鳩町でも、高齢者のみの世帯というのも増えてきている状況の中では、こういうケースっていうのは今後ますます出てくるケースかなというふうには思っているんですけどもね。こういう方たちにどういう対応をするのが1番いいんだろうと。民生委員さんがどう関わるのか、小地域福祉会がどう関わるのか、またそういう申請に全くの関係のない、た

だの隣近所の人が書類を持ってきて受け付けができるのか、そういったところについてね、今後ちょっと考えていかんとあかん問題やなというふうには思ってるんですけども、そういう足もちょっと動きにくい、乗り物よう乗らんし、役場まで歩いて行かれへんという人が、そういう申請をしていこうという場合、取り組みとして町としては、どんなこと考えたらいいですかね。

福祉課長 先ほど委員もおっしゃったように、民生児童委員さんとか、小地域福祉会とか、町としたら、総合的な福祉でそういう方も含めて全体で見守っていくというような考え方で動いております。ですので、例えば地元の民生児童委員さんとかにご相談されれば、当然、民生児童委員さんが中に入られて、こちらの方にもお話もありますし、一緒に来ていただけるということも実際にございますし。また、例えば現実問題として、そういう方がいないということで、役場の福祉課へ掛けていただいて、普通でしたら来てくださいという話になりますけど、そういう話の中でですね、今おっしゃったような形で全然あかんねんということで、足も悪くてという話になれば、そしたら一応、私どもから行きましようかという話にも当然なるのかなと、いうふうに考えております。

里川委員 そうなんです、だからなにか困ったことがあれば、やっぱり役場、福祉課へ電話するなり、それと地域包括支援センターがどんな役割をするところなのかというのが、まだまだ認識をされていない状況もあります。ですから、こういう場合は地域包括支援センターにも相談できますよということ、そういうことをね、本当に私らも不思議なくらい家にも年寄りもいてますけどもね、不思議なくらい読んでわからないということが多いですよね。ですからこれはこういうことですよと、また説明すればああそうかと分かってくれはるねんけども、本当に広報なんか読んだだけでは分かれへんっていう場合が多いですので、そういう啓発や相談しやすい体制について分かりやすく、お年寄りにも分かり易い広報の仕方、啓発の仕方っていうのをね、今後も十分やっていただきたいなと思っています。それとですね、今主任ケアマネの方が臨時で入っていただいたと。これぐらいの延べ件数で非常に大変なんです、毎月、毎月この内容でよろしいですね、ということで、毎月地

地域包括支援センターからこのお宅へ訪問をしてね、印鑑をもらうという作業をやっておられるはずなんです。だから大変なんですよ、皆出ていかなあかん、状況見なあかん、そして毎月印鑑もらって、毎月サービス受けてもらうと、これ繰り返し繰り返しやっておられるわけです。予防を目的として重症化せんようにということですねやっただく、それはもう非常に事業の内容としてはいいことなんですけども、前々から十分に地域包括が機能してますかと、その体制で十分そういうことがやれていますか、3.5人という人数でね、こんだけのお年寄りの、毎月、毎月、いただきにいて、状況見ていうことが、十分に本当にできているんでしょうかということ、以前から地域包括支援センターの充実、重要さっていうのを私は申しあげてきております。ですから、予算が少しぐらい上がってもいいんです。上がったら上がったなりに人的な配置をきちっとしていただいて、十分機能する、十分お年寄りの状況を把握できる体制、判こ1つ貰いにいってもね、ちょっとちゃんとお年寄り話出来て、きちっと1件に、「いただきに来ました、はい、さようなら」というわけにいかないところもたくさんありますのでね、お年寄りもひとり暮らしや高齢者世帯でしたら、来はったらいろんな話しはったりで、1件あたりが時間かかるというような状況もあったりすると思います。そういうことも含めましてね、十分にこれが毎月きちっと回ってやっていける体制なのかどうかっていう点につきまして、人が辞めたりなんやる時にも、ご迷惑を掛けたりしている部分もあったりするんじゃないかなというふうに、私も懸念をしておったんですけどもね。今後の体制として、ますます高齢化が進む中では、そういう体制づくりをきちっとやっていただくという認識はきちっともっていただきたいということ、また、今後です、定期的にこういう状況いうのを数値的にもね、出していただくということも再度お願いをしておきたいというふうに思います。以上です。

委員長

今、里川委員言われたように、かなりの件数、介護予防、ケアマネジメントの件数については増えてきています。ただ、この委託、60件、恐らく業者さんについては、委託は遠慮したいということで、包括にまわってくるというような可能性も出てくるような気がしますので、その辺もひっくるめて、今後、それとまた実態把握とか、総合相談の充実に向けて、このケアマ

ネだけが充実して、うまく機能しないことのないように、地域包括支援センター充実を特に委員会としても要望させていただきますので、よろしく願います。

他にございませんか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、次に、(2) 新型インフルエンザの対応について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 それでは、新型インフルエンザの対応についてご報告させていただきます。10月以降のインフルエンザの接種につきまして、お手元にお配りしているチラシ「今シーズンのインフルエンザワクチン接種のお知らせ」を10月のお知らせ版に挟み込みさせていただいて、各戸配布をさせていただいたところであります。チラシをご覧ください。

今年は、新型と季節性の3つの株が、混合された3価ワクチンが製造され、10月からワクチンの接種が始まっております。接種回数につきましては、昨年と同様13歳未満のお子さんは2回接種、13歳以上の方は、1回接種となっております。

次のページをご覧ください。今年度の接種対象者ですが、65歳以上の方は、昨年同様無料で受けていただけますが、ただし今年度は、非課税世帯に属する方は、国の補助対象となっておりますことから、主旨をご理解いただき、税情報の照会のため、同意書をお願いしているところでございます。

64歳以下の方につきましては、1回接種の場合3,600円、2回目接種の場合2,550円、1回目と異なる医療機関で接種した場合は3,600円、予審の結果発熱などにより接種できなかった場合は1,790円となっており、王寺周辺広域圏7町で接種を受けられた場合の上限額となっており、接種費用は自己負担となっております。ただし、生活保護世帯や非課税世帯に属する方は、接種費用を助成させていただきます。

64歳以下の接種費用助成対象の方で、接種する7日前までに、保健センターに助成の手続きを申請をされた方につきましては、この広域7町の医療

機関であれば、窓口で無料となる助成券を交付させていただいております。医療機関で接種費用を支払った後、保健センターで還付申請も受け付けておりますが、申請の受付は23年3月31日まで、今年度中としております。

最後のページに斑鳩町内の接種受託医療機関を載せさせていただいております。新型インフルエンザへの対応ということで、12月の議会で増額補正をお願いしておりますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、厚生労働省が発表しています10月25日から10月31日の間のインフルエンザの状況であります。4週間以内の大きな流行発生の可能性がある注意レベルのみを超えている保健所地域は北海道において1か所認められておりましたが、11月1日から7日の状況ではこの注意レベルを下回っているという状況でございます。また、インフルエンザウイルスの検出につきましては、A香港型の割合が1番高く、次いで新型インフルエンザ、インフルエンザB型の順となっております。

以上で、新型インフルエンザについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、次に(3)子宮頸がんワクチン等接種費用の助成について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 課長 それでは、子宮頸がんワクチン等接種費用の助成についてご報告させていただきます。

国は、現在任意接種でおこなわれている子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を支援するため、平成22年度補正予算を10月29日に提出しています。

ヒブワクチンの接種により、乳幼児がb型インフルエンザ菌に感染すると、重症化して死亡したり、重大な後遺症が残ったりする細菌性髄膜炎の発



病を防ぐということから、今年度より当町におきましては4月からヒブワクチンの接種費用の一部助成を実施しておりますが、小児用肺炎球菌ワクチンも接種することで、肺炎球菌による急性中耳炎、肺炎、髄膜炎などの重症の細菌性髄膜炎を予防することができます。

また、子宮頸がんの原因となる約7割のウイルスに効果があるといわれている子宮頸がんワクチンを含め、これらの3ワクチンの接種は、WHOが全ての地域に勧告しておりますが、先進7カ国では定期接種として実施していないのは日本だけとなっていることや疾病の重篤性などを考え合わせ、国は、対象年齢層に緊急的に接種機会を提供する必要があると判断し、都道府県に基金を設置することとしたところであります。接種費用は、国と市町村で折半することとし、基金の期間は補正予算成立後の平成22年度内から23年度末までとしております。

なお、各ワクチンの接種費用の補助単価は、すでに助成しております市町村の接種費用や接種対象者数等をみて、今後設定するとしております。

今後、これらの3ワクチンを予防接種法上の定期接種に位置付けることを想定した対応を検討しているということですが、その動向についてはまだ明らかにはなっておりません。

国は、都道府県への説明を、12月3日以降で調整をするということがございます。12月の議会の会期中に国の補正予算成立後、詳細が明らかになれば、国の実施時期にあわせ、これらの3ワクチンの接種費用の助成について必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、追加上程をお願いしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

ないようでしたら、次に(4)生き生きプラザ斑鳩の利用状況について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策  
課長

ご報告の前に、すいませんが資料の訂正をお願い申し上げます。資料4の子育てルームの6月が空欄になっておりますが、1,046人となっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、合計につきましては1,046人を含めた数字で5,734人となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、生き生きプラザ斑鳩の利用状況についてご報告させていただきます。資料4をご覧ください。上の表は、平成22年度の4月から9月までの利用状況をまとめたものでございます。

子育てルームですが、6月から1,000人を超え、9月では1,415人の利用となっております。昨年と比べて約28%増となっております。足湯の利用につきましては2,930人の利用ということで、昨年より約34%減となっております。これは、今年の猛暑が影響しているのではないかというふうに考えております。足湯につきましては10月は500名の方に利用いただいておりますので、これから冬場にかけてまた利用が多くなるというふうに考えております。

歩行浴室の利用につきましては、7月から1日3枠の時間帯を1枠増やし4枠としたことから、利用者数が7月から増えております。また、介助浴室は昨年半年間で20人の利用でありましたが、今年は147人と増えており、現在は、毎日利用していただいている状況でございます。

また、会議室の利用者も増えておりますが、特に視聴覚室は、楽器の練習などにも利用されるケースが増えており、昨年半年間で413人であったのが、806人と約倍の利用となっております。保健センターでも保健事業や健診などに来られる方が昨年より約30%増え、13,246人となっております。合計で、昨年度より約16%増の29,710人の来館者がありました。

中段に参考として平成21年度の1年間の利用状況を、下段の表は、平成22年度と平成21年度の上半期の利用率を載せていただいております。

会議室の利用率平均では、1.9%増となっておりますが、昨年とほぼよく似た利用率となっております。しかし、1回あたりの会議室の利用者数が昨年より多く、半年間の会議室1～4・大会議室・視聴覚室の利用者は昨年

と比べ約12%増の6,071人となっております。

また、生き生きプラザ斑鳩の植栽管理を行うということで、ガーデニングボランティアを募集いたしましたところ、現在36名の方に登録をしていただき、月に1回剪定や草引き等により植栽管理を行っていただいているところございます。

今後、住民の方と協働して、生き生きプラザ斑鳩を活用し、より多くの方にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、生き生きプラザ斑鳩の利用状況について報告を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 介助浴室なんですけども、以前から私もいろいろ問題にしておりましたが、今年度ですね、利用が増えてて今の説明では毎日利用されているというようなことをおっしゃっておられましたが、その毎日の利用の状況ですね、どんな方が、どういうふうにご利用されているのか、そして同じ方がずっと来られるという可能性もあるのかなというふうには思いますが、実際に使っておられる実人数っていうんですか、こういうものも合わせてお聞かせいただけたらというふうに思います。

健康対策課長 実質的には3組の方に利用いただいております。1組の方は車椅子で介助者と一緒に入っておられます。あと2人の方は杖をついて歩行がスムーズにできない、そういう方が介助の方と入られるということで、合計3組の方が毎日利用していただいているという状況でございます。

里川委員 ですから、介助の方と一緒に入っておられるということは、前々から申しあげているように、対象がヘルパーさんとかと一緒にやったらだめだと、とにかく家族や、身内、近所の方とか、そういう方との組み合わせで介助の方と入っていただくのならオッケーということで、その規定については変更はなく、そういう形での実人数3組の方が現在利用していただいております。

回数として数字にあがっているというふうに、こういうふうに認識しておけばよろしいですか。

健康対策  
課長 介助者の方につきましては、どなたが来られているかということは把握しておりませんが、前回、介護保険のサービスの関係につきましては、委員さんがおっしゃられたことについて、対象になるかならないかということでのご質問だったと思うんですけども、こちらとしてはそういう形で利用していただいているものであるというふうに思っております。実際にはお聞きしたことはございませんけども、そういうふうに理解しております。

里川委員 私はね、家の風呂が狭かったらね、介護保険の対象者であってもね、ヘルパーさんに連れてきてもらって入らせてあげたらというふうに思ってます。家によっては浴室が狭すぎて介助する人一緒に入ってしにくいというケースもあるんでね。ですからその辺そんな厳しく見なくてもいいんじゃないかという思いがもともとあったんですけどもね。その辺、町は制度上のことも考えて、そういうこともおっしゃったりしてたんですけどもね。その辺は融通を持って運営されたらいいというふうに思ってる方なんで、空いてるぐらいやったら使ったらいいと、同じお湯入れてするのだったらどんどん使ってもらったらいいと、せっかくの施設やからね。そういう私は思いを持っておりますのでね、そういう申し出があったら使っていただけたらいいんじゃないかというふうに、逆に私は思ってますのでね。その辺は、私の要望として申し上げておきたいというふうに思います。

住民生活  
部長 ヘルパーさんと介護を要する方の入浴については、介護保険の制度になりますと、自宅ということで限定をされております。生き生きプラザの介助浴室のほうのご利用は、そういったことで町も検討はしていない状況なんですけども。ただ、一時的に家の入浴施設を工事したりした場合にはご利用も可能かと思っておりますので、そういったことの配慮はしていきたいと思っております。

委員長 他に、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に（５）と（６）はすでに説明を受けておりますので、次に、（７）年末年始のごみ処理業務について、理事者の報告を求めます。  
栗本環境対策課長。

環境対策 それでは、各課報告事項（７）年末年始のごみ処理業務につきまして、資料 7 にもとづきまして、ご報告をさせていただきます。

課長 年末年始につきましては、１年で最もごみ排出量が増加することから、毎年、収集や持込業務につきまして、特別体制で臨んでおりまして、このほど、平成 22 年の年末年始のごみ処理業務の体制が整いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ収集であります。12月28日（火）の仕事納めまではごみ収集につきましても、通常どおり行いますが、1点、12月23日は祝日ではありますが、東地区のその他プラスチック類につきまして、祝日収集を行います。本来、可燃ごみ以外につきましては、祝日は収集しておりませんが、東地区のその他プラスチック類につきましては、通常でいきますと、12月16日に収集した後は、年明けの1月6日まで半月以上収集がないということになりますので、12月23日は祝日ではありますが、その他プラスチック類の収集を行うこととしております。

また、可燃ごみにつきましては、月・木曜日コース、火・金曜日コースともに、収集の間隔が公平になりますよう、12月30日につきましては、月・木曜日コースの可燃ごみ収集を行うこととしております。

このことによりまして、年始の収集は、火・金曜日コースが1月4日、月・木曜日コースが1月6日からとなりまして、それぞれ1回分の収集をお休みをさせていただくこととなります。また、12月29日水曜日につきましては、仕事納め後ではありますが、収集期間のバランスを考えまして、有害・危険なごみ収集を行うこととしております。

次に、ごみの持込みについてであります。年末につきましては、12月26日（日）が第4日曜日となりまして、当町では毎月第2土曜日、第4日曜

日は持込み受付日としておりますので、12月26日(日)は午前8時30分から午後3時30分まで受付をさせていただきます。

そして、12月28日までは通常どおり午前8時30分から午後3時30分まで受付業務を行い、翌29日(水)、30日(木)は、午前8時30分から午後3時30分まで、そして大晦日の31日金曜日は午前8時30分から午前11時まで、それぞれ、ごみ持込みの受付をさせていただきます。

なお、毎年31日は持込み車輛で周辺道路が大変混雑いたしますので、今年度におきましても、警備員を配置をいたしまして、混雑の緩和、あるいは事故防止に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、ごみ焼却についてであります。ごみ焼却につきましては、12月23日(祝)のほか、12月29日(水)、30日(木)の両日、また年始の1月10日の成人の日にも焼却業務をさせていただきますして、年末年始の排出量増加に対応しようと考えているところであります。

なお、住民の方々には、12月号広報紙におきまして、年末年始のごみ処理業務につきまして、周知を行うこととしているところであります。

以上、年末年始のごみ処理業務につきましての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(8)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成22年度一般会計補正予算(第7号)のうち、厚生常任委員会が所管します補正につきまして、資料8、平成22年度一般会計補正予算(第7号)歳入、歳出総括表(案)により、一括して説明させていただきます。よろしくお願いたします。

なお今回、説明申し上げますのは、今現在の補正予算であり、今後、国の

第1次補正が国会で可決され、詳細が明らかになりましたら、地域活性化交付金、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種への助成等につきまして、補正予算として計上させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、歳入予算でございます。第14款、国庫支出金の民生費国庫負担金、自立支援給付費負担金では、障害者介護給付・訓練等給付費のサービス量の増により、対象費用の2分の1の国庫負担金として735万6千円の増額補正。また、子ども手当では、公務員分の把握ができないため、当初算入して積算していたことにつきまして、実績により4,661万2千円を減額補正するものでございます。

次に、民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金では、障害者（児）日常生活用具給付費のサービス量の増により、対象費用に対する国庫補助金といたしまして、236万4千円を増額補正するものでございます。

次に、第15款 県支出金の民生費県負担金では、先ほどの国庫負担金と同様の理由により、自立支援給付費負担金で367万8千円の増額補正、子ども手当負担金で583万6千円を減額補正するものでございます。

次に、民生費県補助金では、先ほどの民生費国庫補助金と同様の理由により、地域生活支援事業費補助金で18万2千円の増額補正。また障害者自立支援特別対策事業費補助金で、実績見込みの増により177万7千円を増額補正するものであります。次に、衛生費県補助金では、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金として372万8千円、妊婦健康診査支援費補助金として21万円を増額補正するものでございます。

次に、第17款 寄附金の福祉費寄附金では、7名の個人の方からご寄附がありましたことから、3万5千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第20款 諸収入の雑入では、平成21年度福祉医療費助成事業県費補助金の確定により、不足額が追加交付されることから、その追加交付金16万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出補正予算でございます。

まず、民生費及び衛生費におきます人件費所要額（人事院勧告等影響額）につきましては、金額欄に「※」印を付けさせていただいております。

これは、人事院勧告に伴います期末・勤勉手当等の減額、及び共済組合の

負担金率の改定、また4月1日付けの人事異動等に伴います人件費の予算補正をお願いするものでございますけども、具体的な額につきましては、現在積算中であり、「※」印で表示させていただいております。12月定例会におきましては、確定額で計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、各科目の説明をさせていただきます。

第3款 民生費、社会福祉総務費の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険事業特別会計の人件費及び事務費に係る予算補正に伴うもので、人件費分繰出しにつきましては、現在積算中ではありますが、事務費分で30万5千円を増額補正するものでございます。次に、福祉基金への積立では、歳入で申しあげました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立を希望されました7千円についての増額補正でございます。

次に、医療対策費の福祉医療制度の運営では、平成21年度福祉医療費助成事業県費補助金の確定により、超過交付額の返還が生じることから、その返還金48万4千円を増額補正するものでございます。

次に、障害福祉費で、重度障害者（児）日常生活用具の給付では、歳入の民生費国庫補助金及び県補助金と同様の理由により109万6千円の増額補正、また障害者介護給付・訓練等給付費の支給でも、歳入の民生費国庫負担金及び県負担金と同様に、サービス量の増により1,656万3千円を増額補正するものでございます。次に、介護保険事業繰出費の介護保険事業への支援では、介護保険事業特別会計の人件費の予算補正であり、一般会計と同様に補正額は確定いたしておりません。

次に、後期高齢者医療費の療養給付費負担金では、平成21年度後期高齢者医療費療養給付費負担金の精算により追加負担が生じることから、その負担金592万9千円を増額補正するものでございます。

次に、児童福祉総務費の幼児2人同乗用自転車購入費の助成では、助成金の年間申請見込み件数が、当初見込みを上回ることから36万円の増額補正をするものでございます。

次に、子ども手当支給事業費では、歳入の民生費国庫負担金及び県負担金と同様の理由により5,827万9千円を減額補正するものでございます。

続きまして、第4款でございます。衛生費の感染症予防費、新型インフル



エンザへの対応では、新型インフルエンザワクチン接種について、国においては、平成22年度も低所得者等に対して助成を行うことから、64歳以下の低所得者に対する接種費用として263万5千円を増額補正するものでございます。

なお、歳入で372万8千円の県支出金の受け入れとなっておりますが、これは、65歳以上の低所得者の助成も含んでいるため、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種費用はすでに当初予算で計上しているため、歳出での補正予算の計上は行っておりません。

次に、母子衛生費の妊婦一般健康診査の実施では、助成額が1人当たり8万円から8万5千円に上げられたことや受診者が増えたことにより、195万7千円を増額補正するものであります。

次に、健康増進事業費の乳がん検診の実施及び子宮がん検診の実施では、今年度も、昨年度に引き続き、女性特有のがん検診の無料クーポン券を配布し、受診勧奨を行ったことから、当初見込より受診者が増えたことにより、乳がん検診の実施で、52万5千円、子宮がん検診の実施で381万2千円を増額補正するものでございます。

次に、塵芥処理費のごみ減量・資源化の啓発では、事業系一般廃棄物処理手数料の改正に伴い、現在の事業用町指定袋に大きいサイズの指定袋を追加することから、その作成費として所要額243万6千円を増額補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）のうち、厚生常任委員会が所管します補正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

それでは次に、(9)平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、理事者の報告を求めます。

面巻国保医療課長。

国保医療  
課長 それでは、各課報告事業の（９）の平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料９をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、人事院勧告に伴う期末勤勉手当等の減額、及び共済組合の負担金率の改定、また本年４月１日付の人事異動に伴う人件費の補正、新システム導入に伴う高齢受給者証等の用紙購入費の補正と、これら補正に伴う一般会計繰入金の補正、国民健康保険税の還付に係る補正などとなっております。

なお、人件費につきましては、現在積算中であり、これらに関連する補正額には「※」で表しております。１２月定例議会におきましては、確定額を計上させていただきますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。人件費に係る所要額を除く現時点での補正予算額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３０万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３４億５３２万３千円とするものでございます。

はじめに、歳出予算の補正についてご説明を申し上げます。下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

第１款 総務費では、人件費に係る所要額を除き、一般管理費で、本年１月から順次可動する新システムの導入にともなって、新たにそのシステムに対応した高齢受給者証等が必要となることから、その用紙購入費３０万５千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第１０款 諸支出金では、一般被保険者医療給付費分保険税還付金で、所得更正、加入保険の異動が当初の見込みを上回り、予算に不足が生じる見込みであることと、所得税における相続などの生命保険契約等にもとづく年金の税務上の取扱いの変更により対応が生じることから、７５万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第１１款 予備費では、保険税還付金に要する財源として７５万円を充当させていただき補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

第8款 繰入金の一般会計繰入金で、人件費に係る職員給与費繰入金を除き、新システムの導入にともなう用紙購入費に係る事務費繰入金30万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(10)平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成22年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして資料10、平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)歳入、歳出総括表(案)により説明いたします。

介護保険事業特別会計の補正につきましては、人件費の補正でございます。一般会計の人件費と同様に、人事院勧告に伴います期末勤勉手当等の減額、及び共済組合の負担金率の改定、及び人事異動等に伴います人件費の補正でございますけれども、具体的な金額につきましては、現在、積算中であり、「※」印で表示させていただいております。

12月定例会におきましては、確定額で計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長            それでは、他に理事者側から報告しておくことはございませんか。  
                      清水住民課長。

住民課長        自動交付機の機器の入替に伴う自動交付機使用停止についてでございますが、11月22、23日の2日間自動交付機入れ替えのため、使用停止となります。使用停止期間中は自動交付機稼働中の午前8時から午後8時までの時間帯については、窓口で職員が住民票等の証明の発行を行いますので、よろしく願いいたします。なお、住民周知につきましては11月号広報及び11月号お知らせ版に掲載し、周知を図っておりますのでよろしく願いいたします。

委員長            報告が終わりましたけども、なにか質疑、意見等ございませんか。  
                      里川委員。

里川委員        自動交付機の入れ替えということでは、費用的にはどんなふうに考えたらいいんですか。今まで毎年これにかかっているお金っていうのは一定あると思うんですけども、入れ替えっていうことはどういう形態での入れ替え、今までどおりのリースという形で金額的に別に上がらずに、ただ入れ替えをするのに日にちだけストップしてしまうのを理解してくださいということなのか、それとも入れ替えることによって金額的になにかこれまでと違いが出てくるのか、そこだけちょっと確認だけさせていただけたらと思います。

住民課長        自動交付機のリースが切れまして、そのための機械の入替えということになります。リース金額でございますねんけども、これまでどおりとなっておりますので、変わりはありません。

委員長            このリース料は財政課で借りているということなんかな。

住民課長        機器につきましては財政課で、ソフト料につきましては住民課で払っております。

委員長

他に、理事者から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長

ないようでしたら、以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員

ちょっとこれは私的には利用している中で感じたことなんですけれどもね。ふれあい交流センターいきいきの里のお風呂なんですけども、私要望させていただいて、月曜日の祝日に当たった時は開けていただくようにしていただきまして、ありがとうございます。それでですね、小さい子どもさんを連れた若い世代の方たちにも行っていただくというような狙いも、そこにはもちろん私もあったわけなんですけどもね。ただ、1歳ぐらいの子どもを連れて行った時に、ここでは服を脱ぐ時にですね、小さい子どもを寝転がすところがないわけなんですよね。小さい子は寝転がしたほうが服を脱がせたり、着せたり、おしめもまだあつたりしますんでね。そういうものについてあればいいなど、私はずっと思っておったんですが、カーテンをしたスペースってあるんですよね。なんにも置いてないカーテンしたスペースがあるんですよ、女子更衣室にね。これ、なんのためにこの女子更衣室の中にはカーテンをしたスペースがあるのかと、そこへ入って、なにをするのかというのがよくわからないんですけども、例えばそこにちょっとした置くベッドでもいいし、備え付けの引っ付けて、開くベッドでもいいから置いていただいたら、ちょっとおしめをしているような子どもが外した時にカーテンもあるし、ものすごく使い方としてはね、広げたところを見られないでおしめ取ったりしてできるなあというふうには、前々から私はちょっと利用する中で感じておって、ごついバスタオルを持って行って下へ寝かせてね、皆が通っている下へ寝かせてそういうふうには小さい子どもやったらね、1、2歳の子やったらそんなことしてたなんですけどもね。もうちょっと配慮していただく方法ないやろうかということ、ちょっと利用する中で前々から感じておったんで、ご検討いただけないかなというふうに思うんですけども。

福祉課長 カーテンのスペースも含めて検討させていただきたいと思います。

委員長 他に、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして本日の審査案件について全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。  
池田副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

( 午前11時27分 閉会 )